

京都市エイズ対策 基本方針



京都市 保健福祉局 保健衛生推進室 保健医療課

平成25年4月
京都市

発行：京都市 保健福祉局 保健衛生推進室 保健医療課
TEL:(075)222-4421 FAX:(075)213-2527
平成25年4月 京都市印刷物番号 第253014号



目次

I 策定趣旨	1
II 基本施策	2
III 具体的取組	4

(参考資料)

1-1 HIV / エイズ報告数 (京都市・全国)	9
1-2 HIV / エイズ報告数と 全報告数に占めるエイズ割合 (全国)	9
1-3 HIV / エイズ報告数と 全報告数に占めるエイズ割合 (京都市)	10
2 HIV / エイズ報告数の推移 (人口10万人対)	10
3 京都市の発生動向 (年齢別, 国籍・性別, MSM)	11
4-1 京都市HIV検査件数推移	12
4-2 京都市HIV検査陽性率	12
5 京都市HIV検査受検率 (MSM, 外国人)	13
6 関係用語集	14

I 策定趣旨

わが国のエイズ対策は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき制定された「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針(以下、エイズ予防指針)」により進められています。

本市においても、「京都市エイズ対策基本方針（平成7年制定）」及び同基本方針に基づく「京都市H I V感染症・性感染症対策実施要綱」により、エイズ対策に取り組んできました。

しかしながら、国におけるH I V / エイズ発生動向は、昭和59年のエイズ発生動向調査開始以降、新規H I V感染者及び新規エイズ患者の増加傾向が続き、地域的にも年齢的にも依然として広がりを見せており、特に20歳代から30歳代までの若年層や日本人男性の同性間性的接触による感染事例が増加しています。

本市におけるH I V / エイズ発生動向は、平成18年に新規H I V感染者及び新規エイズ患者の合計が25人と過去最大となり、その後毎年20人前後を推移していましたが、平成23年は15人となりました。特に、新規H I V感染者の報告数の77%が30歳代までの若年層であり、最近5年間（平成19年から23年）における新規H I V感染者報告数の59%が男性の同性間性的接触による感染事例となっており、国と同様の傾向が見られます。

こうした状況を踏まえ、本市では、個別施策層※に対するきめ細かく効果的な施策の実施及び関係機関等との連携の強化を主眼として「京都市エイズ対策基本方針」を改定し、「H I V / エイズに対する偏見・差別のない『共に生きる社会』の実現」を基本理念に、次の事項を基本として、総合的なエイズ対策を推進して参ります。

なお、本方針については、5年ごとに再検討を行い、必要があるときは、これを変更します。

理 念

H I V / エイズに対する偏見・差別のない「共に生きる社会」の実現

基本4施策

- 1 正しい知識とH I V陽性者の人権擁護のための普及啓発及び教育の推進
- 2 相談体制、関係機関連携の充実及び人材育成
- 3 市民が受けやすい検査体制の整備
- 4 H I V陽性者が安心して療養できる体制の整備

※個別施策層

感染の可能性が疫学的に懸念されながらも、感染に関する正しい知識の入手が困難であったり、偏見や差別が存在している社会的背景等から、適切な保健医療サービスを受けていないと考えられるために特別な配慮を要する人々（青少年・外国人・MSM（男性と性的接触を持つ男性）・性風俗産業の従事者及び利用者・薬物乱用者）をいう。

II 基本施策

1 正しい知識と HIV 陽性者の人権擁護のための普及啓発及び教育の推進

個別施策層にあたる人や感染不安のある人のみならず、それらを取り巻く家庭、地域、学校、職場等へあらゆる機会をとらえた啓発を推進する。

- (1) マスメディア等を活用し、科学的根拠に基づく正しい知識の普及とH I V陽性者の人権擁護についての広域的な啓発を推進する。
- (2) 青少年への教育においては、関係機関等と連携・協力し、発達段階に応じた性教育を実施するとともに、青少年自身の性的指向や性に対する考え方の多様性を理解できるよう教育を推進する。
- (3) MSM（男性と性的接触を持つ男性）に対して、当事者及び関係機関等と連携し、実情に応じた取組を推進する。
- (4) 外国人に対して、国籍によってサービス情報の提供に支障が生じることのないよう、多言語での普及啓発及びコミュニティへの情報提供の充実を図る。
- (5) 企業に対して、社員教育の場や社内広報媒体等を使って積極的にH I V/エイズに係る情報や感染予防に関する正しい知識の普及、H I V陽性者のプライバシー保護と人権擁護についての啓発を推進する。
- (6) 市民や関係機関等と協働して、それぞれの情報提供ルートを使った啓発や研修会の開催等を実施し、広く市民へ普及啓発を推進する。

2 相談体制、関係機関連携の充実及び人材育成

市民の感染不安の解消に役立ち、行動変容の機会となる効果的な相談を実施するとともに、H I V陽性者への心理的ケアを充実する。

- (1) 各種相談に対応できるよう関係機関等と連携し、情報収集に努め、相談体制を強化するとともに、相談窓口の周知に努める。
- (2) 検査受検者には、確実に検査結果を通知できるよう検査前に十分な説明・相談を実施し、陽性・陰性の結果に応じて、受診行動、予防行動が取れる等行動変容につながる相談対応を行う。
- (3) H I V陽性者への心理的支援及び社会生活における支援を行えるよう、関係機関等の担当職員に対してより専門的研修を行い、相談体制を充実する。

3 市民が受けやすい検査体制の整備

プライバシーに配慮した誰もが受けやすい検査体制を整備する。

- (1) 検査・相談時のプライバシー保護を徹底する。
- (2) 利便性の高い場所及び時間帯に配慮した検査を充実する。
- (3) H I V以外の性感染症も同時に受検可能な検査体制を維持する。
- (4) 外国人が自国語で受検できるよう、通訳等の確保による多言語での対応の充実を図る。

4 H I V陽性者が安心して療養できる体制の整備

H I V陽性者が安心して、継続して療養できる体制を確立する。

- (1) 京都府等と連携し、医療のネットワークの整備を進め、H I V陽性者が選択して必要な医療を受けられる環境づくりに努める。
- (2) 関係機関等と連携し、専門的な知識を持った相談員による相談窓口やグループミーティング等、H I V陽性者が生活相談できる場の拡充に努める。
- (3) 治療の進歩に伴う療養期間の長期化における課題に対して、療養生活に関わる関係機関等と連携し、環境づくりに努める。
- (4) 外国人のH I V陽性者に対して、言語的障壁による療養上の支障がないよう支援体制を充実する。



Ⅲ 具体的取組

1 正しい知識とHIV陽性者の人権擁護のための普及啓発及び教育の推進

(1) 広域的な普及啓発の推進

ア ホームページ・携帯サイトの充実

- ・定期的にホームページ・携帯サイトを更新し、本市の発生動向・検査情報・相談窓口・エイズ対策事業等について情報提供する。
- ・感染予防のための知識・人権に関する情報等必要な正しい情報が手軽に入手できるよう整備する。

イ チラシ・ポスター・リーフレット等資材の充実

- ・地下鉄駅構内・車両、各種学校、関係機関等に、市民の関心を持続的に高めるため、継続的に検査情報等のチラシ配架やポスター掲示を実施する。
- ・資材の作成にあたっては、関係機関等と連携し、より効果的な情報を盛り込んだものとする。

ウ 広報の活用

- ・HIV検査普及週間（6月1日～7日）や世界エイズデー（12月1日）等に合わせた市政広報及び市民しんぶん、市関係機関誌への掲載を積極的に行う。
- ・関係機関等の社内広報誌等への掲載を積極的に行う。

(2) 青少年への教育の充実

ア 青少年に対する性教育※の拡充

〔 ※ここでいう性教育とは、特にHIV/エイズ・性感染症に関するもの、それに関連したセクシュアリティ、人権についての教育を含む。以下同じ。 〕

- ・関係機関等と連携し、小学校、中学校、高等学校、大学等において性教育を効果的に実施する。
- ・地域特性を踏まえたHIV/エイズ・性感染症に関する感染予防、性の多様性等についての情報発信を行うとともに関係機関等と連携し、地域に出向いて健康教室を行う等効果的な事業を実施する。

イ 性教育担当職員への研修の実施

- ・教員や担当職員が性教育を実施するにあたり、セクシュアリティの多様性等への理解を深められるよう有識者やHIV対策に取り組む関係機関等の協力のもと研修等を実施する。
- ・教育現場で青少年から個別に相談を受ける、養護教諭・スクールカウンセラー・コミュニティカウンセラーに対しても、研修や情報発信ができる体制を整備する。

ウ 性教育に使用する教材、資材の整備

- ・教員や担当職員が、性教育を実施するにあたり集団的にも個別的にも活用できる、教材、資材を整備する。

(3) MSM（男性と性行為を行う男性）に対する啓発

ア ホームページ内容の充実

- ・本市の実施する検査は、プライバシーに配慮し、セクシュアリティの多様性を理解したスタッフが対応する検査であることをPRする。

イ 性別・セクシュアリティに関わらず共通して使用できる資材の充実

- ・一般的な啓発資材については、MSMの方も手に取りやすいよう、性別やセクシュアリティに関わらず使用できるものを、関係機関等と連携し作成する。
- ・MSMに特化した情報を求める方への啓発方法、資材を関係機関等と検討し、整備する。

(4) 外国人に対する啓発

ア 英語版携帯サイトの普及

- ・現在運営している英語版携帯サイトへ容易にアクセスできるよう工夫する。

イ チラシ・リーフレット等資材の多言語対応

- ・多言語でチラシを作成し、国際交流会館・通訳派遣窓口・領事館等外国人の集まる施設等に配架する。
- ・日本語チラシへも一部英語等を使用し、内容が伝わるよう記載方法を工夫する。
- ・相談や検査時の指導等に対応できるよう、関係機関等の作成した多言語のリーフレットを活用する。

(5) 企業に対する啓発

○ 偏見・差別を解消し安心して働くことのできる環境整備

- ・関係機関等や産業医と連携して、HIV/エイズに係る情報提供や感染予防に関する正しい知識と認識を持てるような働きかけを行う。
特に、人事・労務担当部署の理解を得られるようHIV/エイズに係る情報発信に努める。

(6) 関係機関等に対する啓発

○ 講演会等の実施

- ・市民や関係機関等と協働して、出前講座やパネル展示等を実施し、広く普及啓発を図る。
- ・各区の保健センター等は、地域特性を考慮した普及啓発の取組を関係機関等と連携して展開する。

2 相談体制、関係機関連携の充実及び人材育成

(1) 相談体制の強化

ア 関係機関等との連携の強化

- ・保健・医療・福祉サービスの提供等が滞りなく実施されるよう関係機関等との連携を強化する。
- ・地域の関係機関等と、定期的に情報・意見交換を行い協力関係の構築に努める。

イ 担当職員への研修

- ・相談担当職員が、発生動向や感染予防等の知識のみならず、人権やセクシュアリティの多様性を理解したうえで対象者を支援できるよう幅広い研修を実施する。

(2) 検査時における相談体制の強化

ア 検査前後の相談、説明の充実

- ・検査時の相談を行動変容を促す機会として位置付け、検査前後には十分な相談及び検査に関する説明を実施する。
- ・検査前後のアンケートの集計、分析により、実態に即した相談対応を実施する。

イ 検査後の継続した支援の強化

- ・検査後において、希望する者には継続して相談を実施し、特に陽性者については、エイズ治療拠点病院等の医療機関に確実に受診できるよう受診までのコーディネート、継続した相談の実施、関係機関等への紹介等の支援を行う。

ウ 陽性診断後の受診把握

- ・保健センター等は、陽性者が確実に受診につながったか把握できるよう医療機関と連携を図る。

(3) 確実な結果通知

ア 結果通知期間の短縮

- ・検査項目を選択できるようにする等の工夫により、検査結果通知までの期間短縮に努める。

イ 各検査所における結果通知率の分析の実施

- ・各検査場において結果通知率等を評価し、課題を抽出し対策を実施する。

3 市民が受けやすい検査体制の整備

(1) プライバシー保護の徹底

○ 検査相談時のプライバシー保護の徹底

- ・検査・相談時には、他に情報が漏れることのないよう情報管理を徹底する。
- ・待合室等受検者に配慮した環境・設営となるよう工夫する。

(2) 利便性の高い場所及び時間帯に配慮した検査の充実

ア 保健センターにおける検査体制の整備

- ・地域特性等を考慮し、受検しやすい曜日、時間帯、検査項目、検査方法での検査を実施する。

イ 夜間検査、休日検査の充実

- ・利用者のニーズに合わせ、夜間・休日等の受検しやすい曜日、時間帯、検査項目、検査方法、頻度等を考慮した検査を実施する。

ウ 臨時検査の充実

- ・H I V検査普及週間や世界エイズデー等全国的に啓発を実施する期間に合わせた検査を充実する。
- ・地域特性を考慮した検査や対象を限定した検査等工夫する。

エ 個別施策層の利用率の高い検査の充実

- ・検査時のアンケートから、個別施策層（特にMSM・青少年・外国人）が受検しやすい検査体制（実施曜日、時間帯、検査項目等）を検討し、充実する。

(3) H I V以外の性感染症とも連動した検査の実施

○ H I V以外の性感染症検査の充実

- ・H I V以外の性感染症検査についても、受検しやすい曜日、時間帯、検査項目等工夫する。
- ・クラミジア等の罹患率の高い若年層・女性が受検しやすい方法を検討する。

(4) 外国人受検者への対応の充実

ア 検査時通訳の確保

- ・検査予約及び受検時に、外国人が自国語で受検できるよう体制を作る。

イ チラシ・リーフレット等資料の多言語対応

- ・事前に通訳を確保することが難しいため、予約不要の検査等の実施においては、多言語化されたチラシ・リーフレット等を活用する。

4 HIV陽性者が安心して療養できる体制の整備

(1) 医療ネットワークの強化

ア 京都府、エイズ治療拠点病院、京都府医師会、京都府歯科医師会等との連携

- ・京都市HIV感染症対策協議会等において、情報交換することで連携を強化し、HIV療養体制の充実を図る。

イ HIV陽性者がエイズ治療拠点病院以外でも選択して医療を受けられる環境づくりの推進

- ・エイズ治療拠点病院以外の医療機関、特に、歯科・透析施設・精神科※については、様々な機会を通して医療機関に対して情報発信を行い、HIV陽性者が受診できる医療機関が増加するよう、啓発に努める。

※ 以下は、HIV陽性者が受診を必要とする診療科目のうち、特に受診ニーズが高く、診療する医療機関の理解が重要となる科目と言える。

歯科…免疫機能の低下や抗HIV薬の副作用によって引き起こされる、口腔疾患（口腔カンジダや口腔乾燥を原因とする歯・歯周疾患等）への治療のため。

透析施設…療養期間の長期化に伴って合併する慢性疾患のうち、糖尿病は、病状の進行により腎機能が低下し、継続的かつ頻回な人工透析が必要となる場合があるため。

精神科…HIVそのものによる中枢神経への作用や抗HIV薬が引き起こす、副作用による精神的苦痛、精神症状、認知機能障害へ対応するため。

(2) 地域療養支援体制の充実

○ 関係機関連携の充実

- ・HIV陽性者が抱える生活上の問題に対する相談や心理面での支援を、関係機関等と連携して相談窓口やグループミーティングの紹介等を実施する。
- ・在宅療養を支える訪問看護等の各種事業所に対して、情報発信を行い、HIV/エイズに対する正しい認識を持てるよう啓発に努める。
- ・保健・医療・福祉分野等の関係機関が情報交換できる機会を確保する。

(3) 外国人に対する受診時の言語的支援の充実

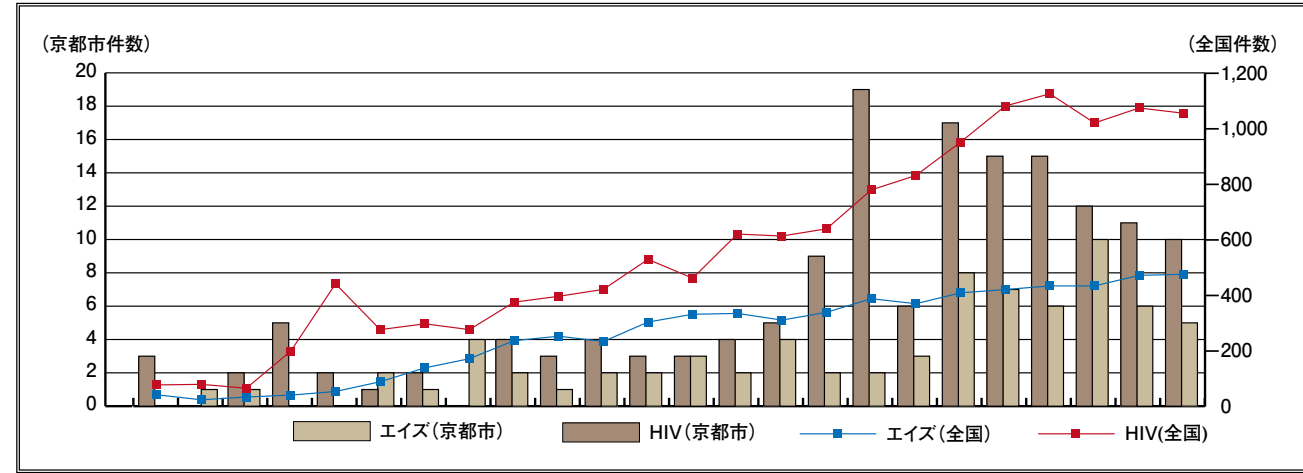
○ 社会資源の活用

- ・利用可能な制度の紹介や関係機関、NGO、NPO等との連携により自国語での受診を支援するよう努める。

参考資料

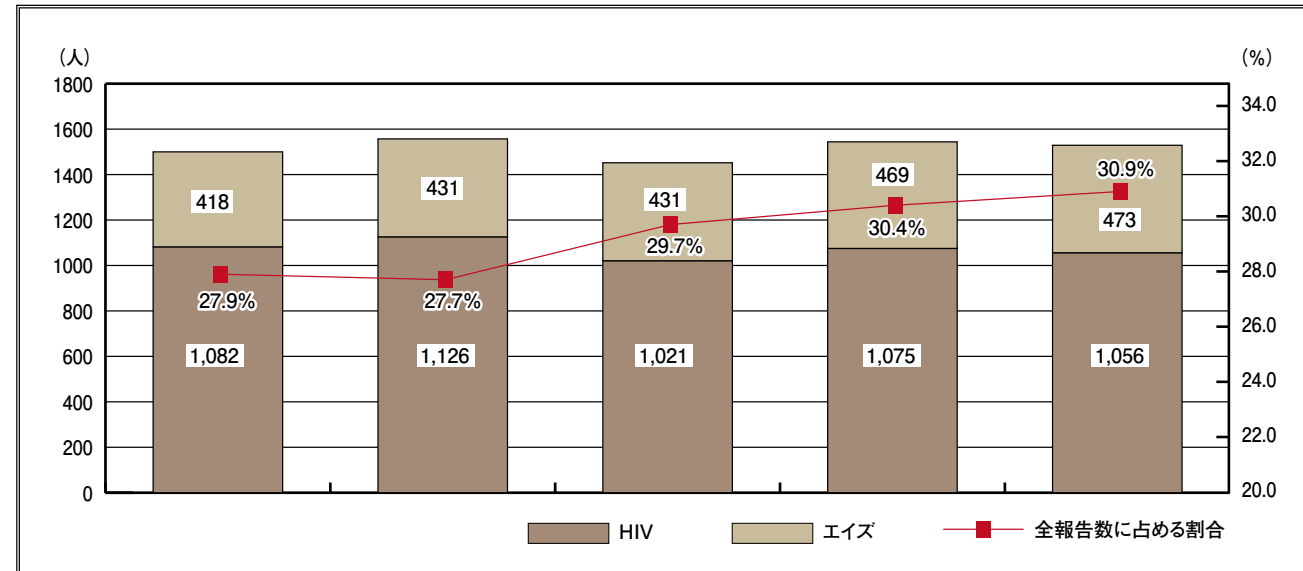
1-1 HIV/エイズ報告数（京都市・全国）

	以前	平成元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年
HIV(京都市)	3	0	2	5	2	1	2	0	4	3	4	3	3	4	5	9	19	6	17	15	15	12	11	10
エイズ(京都市)	0	1	1	0	0	2	1	4	2	1	2	2	3	2	4	2	2	3	8	7	6	10	6	5
HIV(全国)	78	80	66	200	442	277	298	277	376	397	422	530	462	621	614	640	780	832	952	1,082	1,126	1,021	1,075	1,056
エイズ(全国)	39	21	31	38	51	86	136	169	234	250	231	301	329	332	308	336	385	367	406	418	431	431	469	473



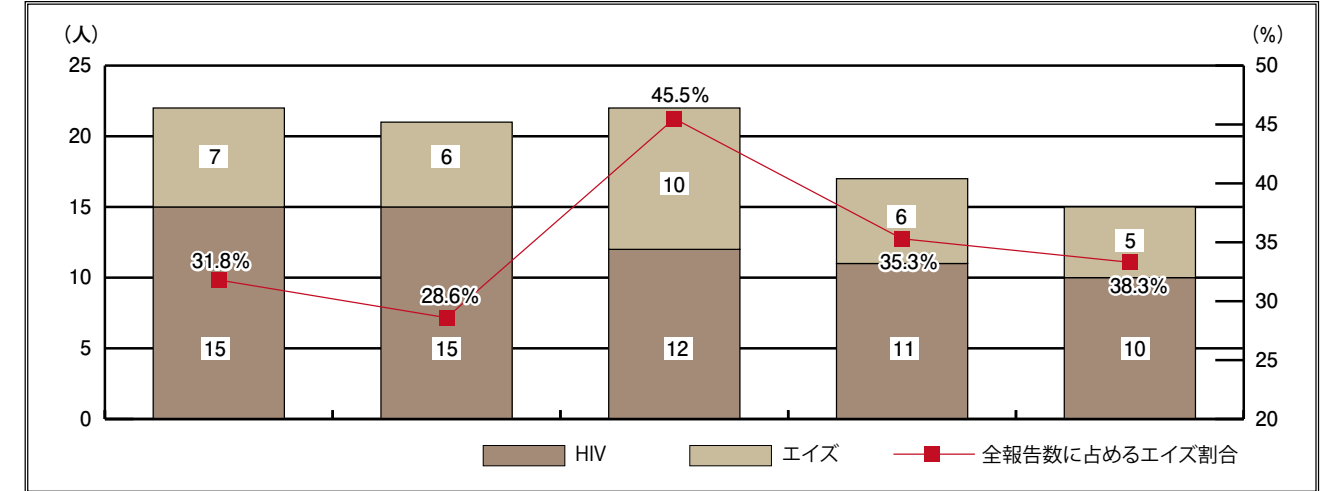
1-2 HIV/エイズ報告数と全報告数に占めるエイズ割合(全国)

	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年
HIV	1,082	1,126	1,021	1,075	1,056
エイズ	418	431	431	469	473
全報告数に占めるエイズ割合	27.9%	27.7%	29.7%	30.4%	30.9%



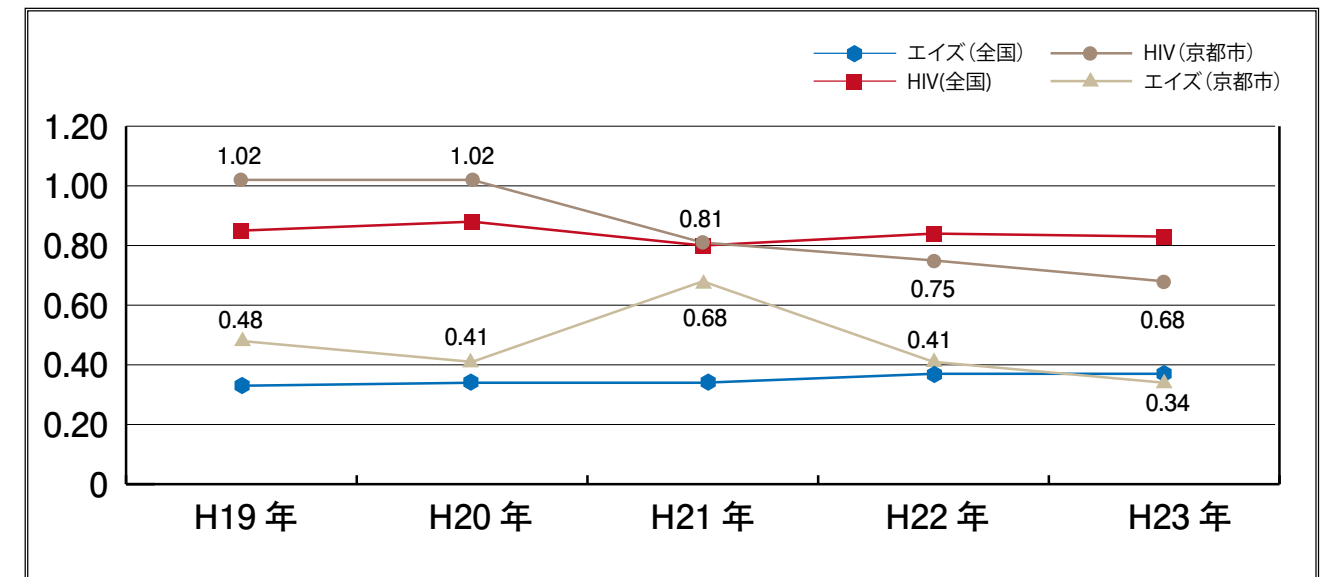
1-3 HIV/エイズ報告数と全報告数に占めるエイズ割合（京都市）

	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年
HIV	15	15	12	11	10
エイズ	7	6	10	6	5
全報告数に占めるエイズ割合	31.8%	28.6%	45.5%	35.3%	33.3%



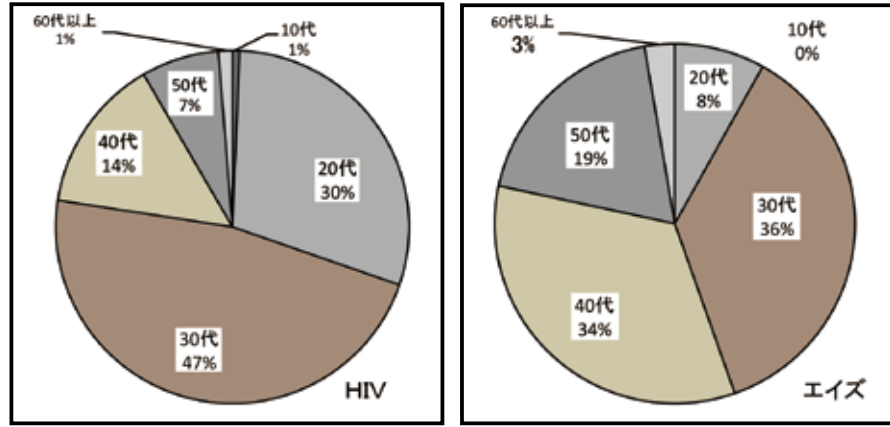
2 HIV/エイズ報告数の推移（人口10万人対）

		H19年	H20年	H21年	H22年	H23年
全国	HIV	0.85	0.88	0.80	0.84	0.83
	エイズ	0.33	0.34	0.34	0.37	0.37
京都市	HIV	1.02	1.02	0.81	0.75	0.68
	エイズ	0.48	0.41	0.68	0.41	0.34



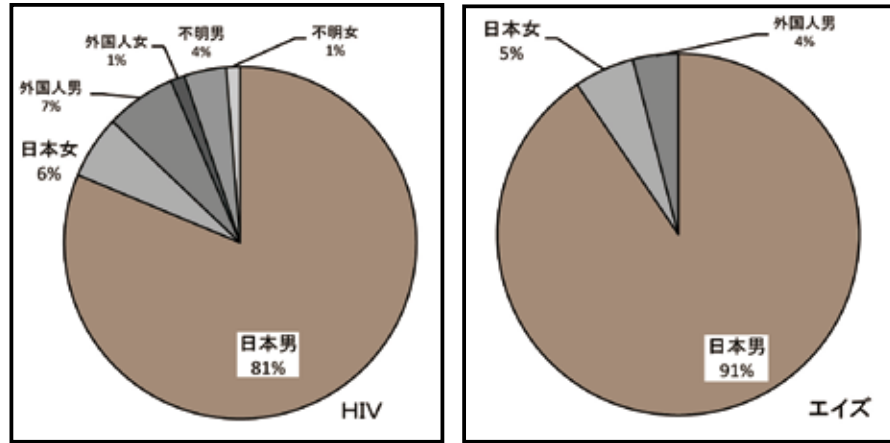
3-1 京都市の新規HIV / エイズ報告数 年齢別累計 (平成23年末時点)

	HIV	エイズ
10代	1	0
20代	46	6
30代	73	27
40代	22	25
50代	11	14
60代以上	2	2
合計	155	74



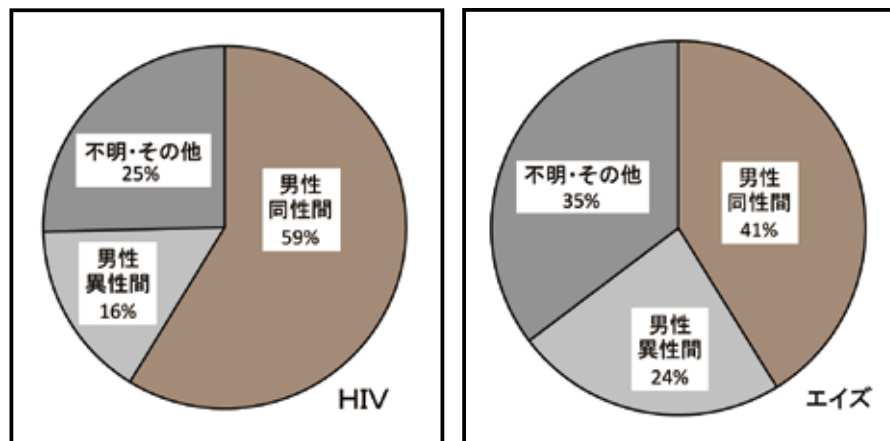
3-2 京都市の新規HIV / エイズ報告数 国籍・性別累計 (平成23年末時点)

	HIV	エイズ
日本男	126	67
日本女	9	4
外国人男	10	3
外国人女	2	0
不明男	6	0
不明女	2	0
合計	155	74



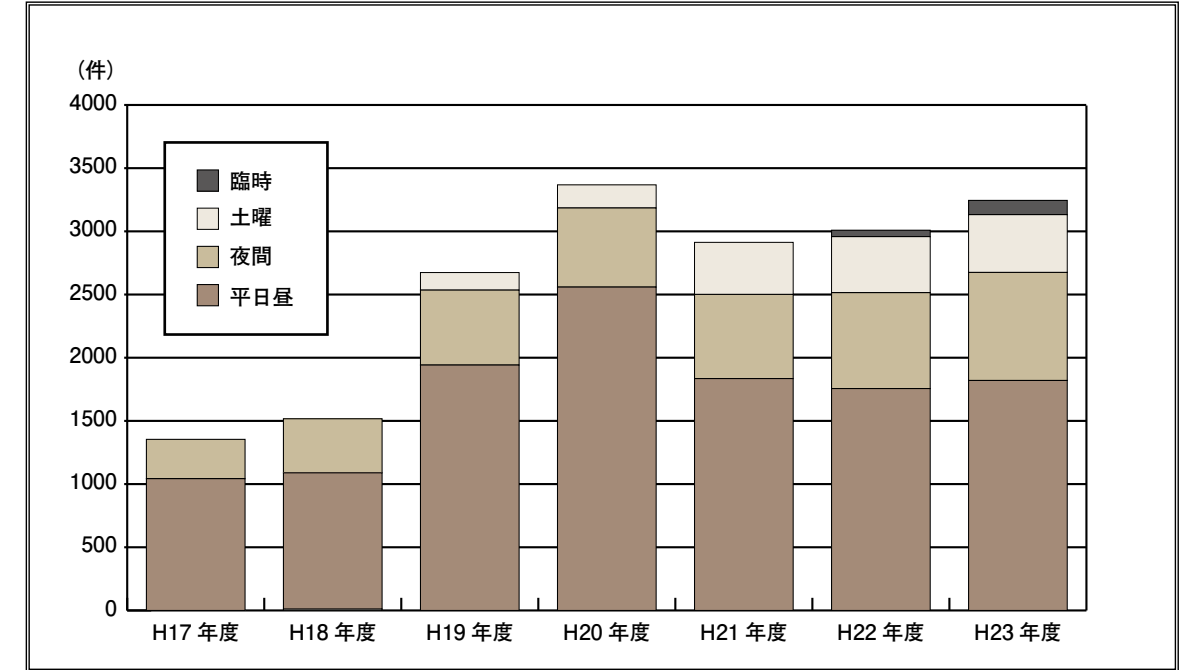
3-3 過去5年間 (平成19年~23年) における京都市の新規HIV / エイズ報告数に占めるMSM割合

	HIV	エイズ
男性同性間 (MSM)	37	14
男性異性間	10	8
不明・その他	16	12
合計	63	34



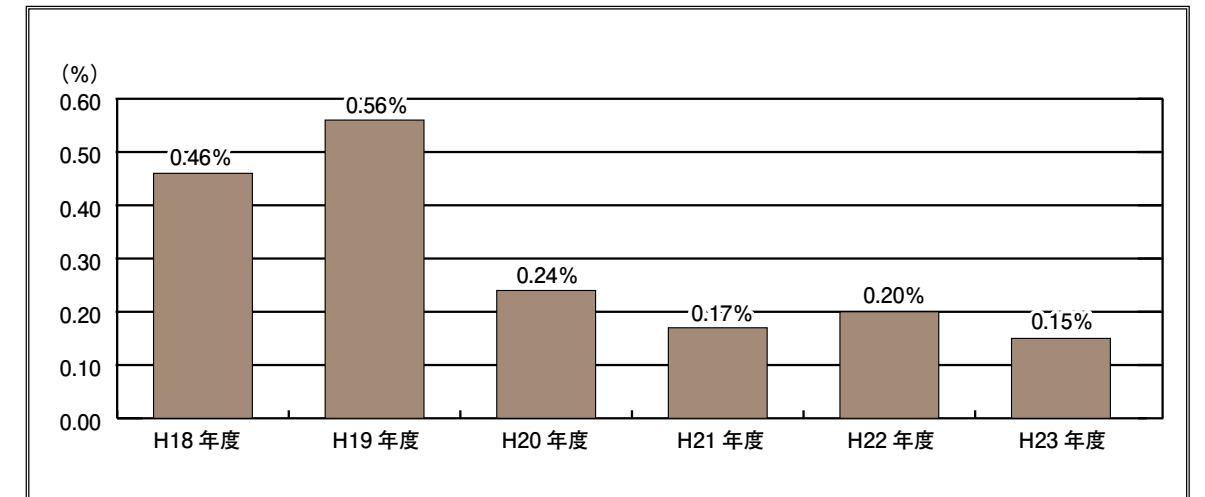
4-1 京都市のHIV検査件数推移

	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
臨時	-	-	-	-	-	51	113
土曜	-	12	139	183	412	443	457
夜間	311	428	593	626	666	759	855
平日昼	1,043	1,077	1,942	2,559	1,835	1,756	1,820
合計	1,354	1,517	2,674	3,368	2,913	3,009	3,245



4-2 京都市のHIV検査陽性率

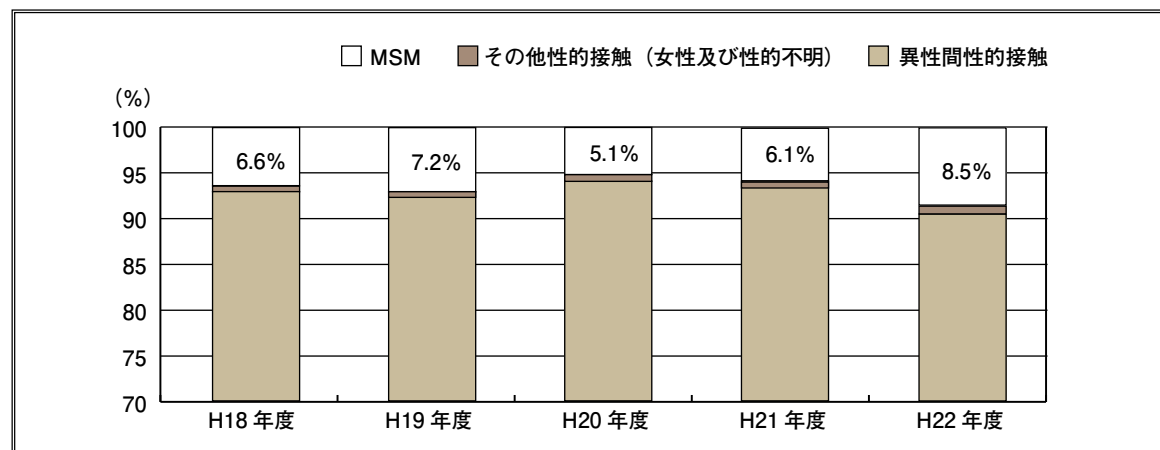
	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
受検者数	1,517	2,674	3,368	2,913	3,009	3,245
陽性者数	7	15	8	5	6	5
陽性率	0.46%	0.56%	0.24%	0.17%	0.20%	0.15%



5-1 京都市のHIV検査において性的接触を受検動機とした者のうちのMSMの受検割合

	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度
M S M	77	160	141	148	220
異性間性的接触	1,080	2,044	2,583	2,278	2,338
その他性的接触 (女性及び性別不明)	6	12	22	12	23
合計	1,163	2,216	2,746	2,438	2,581

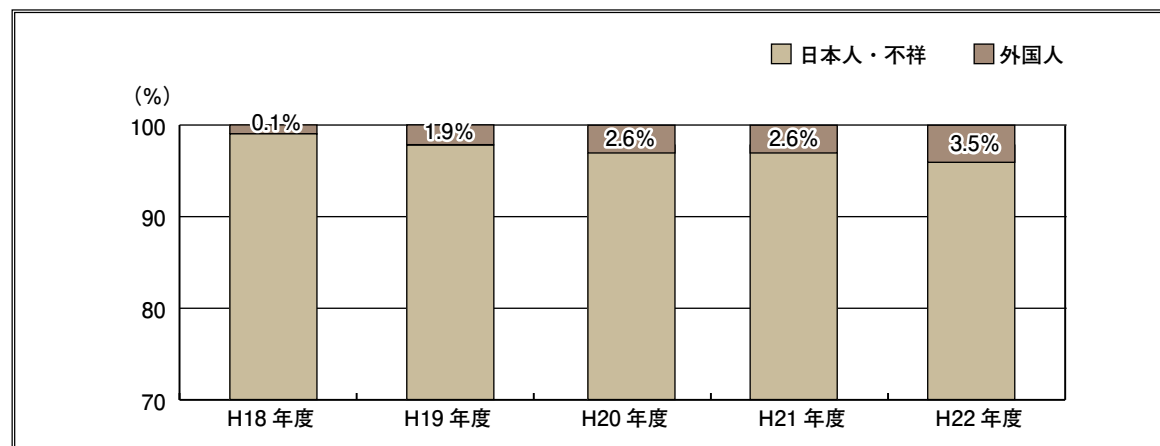
(割合)	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度
M S M	6.6%	7.2%	5.1%	6.1%	8.5%
異性間性的接触	92.9%	92.2%	94.1%	93.4%	90.6%
その他性的接触 (女性及び性別不明)	0.5%	0.5%	0.8%	0.5%	0.9%
合計	100%	100%	100%	100%	100%



5-2 京都市のHIV検査における外国人受検割合

	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度
日本・不詳	1,502	2,624	3,279	2,836	2,905
外国人	15	50	89	77	104
合計	1,517	2,674	3,368	2,913	3,009

(割合)	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度
日本・不詳	99.0%	98.1%	97.4%	97.4%	96.5%
外国人	1.0%	1.9%	2.6%	2.6%	3.5%
合計	100%	100%	100%	100%	100%



6 関係用語集

○H I V

ヒト免疫不全ウイルス（Human Immunodeficiency Virus の略）。
ヒトの免疫細胞に感染して免疫細胞を破壊し、最終的に後天性免疫不全症候群（エイズ）を発症させるウイルス。

○エイズ（A I D S）

後天性免疫不全症候群（Acquired Immune Deficiency Syndrome の略）。
ヒト免疫不全ウイルスに感染して免疫機能が低下することにより、23のエイズ指標疾患を1つ以上発症している状態をさす。

○H I V感染者

H I Vに感染している人。
感染症法に基づく報告時に、23のエイズ指標疾患をいずれも発症していない人。

○エイズ患者

H I Vに感染し、感染症法に基づく報告時に、23のエイズ指標疾患を1つ以上発症している人。

○H I V陽性者

H I Vに感染している人。ここでは、エイズ発症の有無は問わない。

○個別施策層

感染の可能性が疫学的に懸念されながらも、感染に関する正しい知識の入手が困難であったり、偏見や差別が存在している社会的背景等から、適切な保健医療サービスを受けていないと考えられるために特別な配慮を要する人々。
青少年、外国人、MSM、性風俗産業利用者・従事者、薬物乱用者。

○MSM

男性と性的接触を持つ男性（Men who have Sex with Menの略）。

○性的指向

いずれの性別を恋愛や性愛の対象とするかという、その方向性。

○H I V検査普及週間

厚生労働省により定められた、毎年6月1日から6月7日までの一週間のこと。
都道府県等は、この週間に合わせて、H I V検査の浸透・普及を図るための啓発活動等に取り組むこととなっている。

○世界エイズデー

WHO（世界保健機関）により定められた、毎年12月1日のこと。
この日に合わせて、エイズ蔓延の防止、H I V感染者やエイズ患者に対する差別・偏見の解消を目的として、世界規模で、H I V・エイズに対する啓発活動が実施されている。

○セクシュアリティ

身体の性別、役割などの社会的性別、性自認、性行動の対象の選択、性に関する行動や傾向、性的な欲動や性的な快樂の総称。

○スクールカウンセラー

教育機関において、心理相談業務に従事する心理職専門家の職業名、およびそれを職業とする者のこと。

○コミュニティカウンセラー

家庭、学校、職場、地域社会そして被災地・避難地において、必要に応じて周囲の人々へ心理的支援を行う、最小限の訓練を受けたアマチュア・カウンセラーのこと。

○出前講座

京都市の職員等が、地域で行われる集会や団体の会議、学校の授業等へ出張して、市の事業や、安全、福祉、保健等のテーマを分かりやすく説明する講座のこと。